

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報の公表

特定事業主名：新潟県警察本部

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	77.5%
全職員	82.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級相当職	101.5%
課長級相当職	94.6%
課長補佐級相当職	89.2%
係長相当職	86.8%

(2) 勤続年数別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.2%
31～35年	88.8%
26～30年	88.2%
21～25年	83.6%
16～20年	81.0%
11～15年	83.0%
6～10年	85.4%
1～5年	92.6%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員について、男性職員の給与に対する女性職員の給与の割合が、全体的に前年度より増加した。
- ・全職員に対する女性職員の割合は18%であるところ、近年、女性職員の新規採用を増やした結果、勤続年数10年以下の区分に占める女性職員の割合が20%となっている。
- ・扶養手当について、世帯主となっている男性職員に支給している場合が多く、給与の差が生じる背景的要因となっている。なお、扶養手当の受給者に占める男性の割合は98%となっている。
- ・男性職員の方が、女性職員に比べて時間外勤務時間が長いことから、給与が多くなっている。

- * 給与は、給料・手当（通勤手当（非課税部分）等の実費経費や退職手当は除く。）等と賞与の総支給金額をいう。
- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。